

(質問第三十二号) 昭和二十二年八月十四日配付

教育の機会均等上学資支給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月十三日

姫井伊助

参議院議長 松平恒雄殿

教育の機会均等上學費支給に関する質問主意書

國民は誰も應能教育が受けられねばならぬ。六・三・三・四の學制において六・三までは義務教育であるが、それ以上の高等専門教育にあつても、その家庭が貧しいということのために子女の應能教育が阻害されてはならぬ。日本育英会の給費制度はあるにしても實際上その働きは甚だ不充分、不徹底である。言うまでもなく、學校の公私立を問はず、廣く學費支給の途を開き、且つその手続きを簡易にして、教育の向上と普及を図ることは、戰爭の放棄と共に高度文化國家建設上當然の急務である。

政府においては高等専門教育に至るまで、學費不足者に対し、急速に、學費支給の制度を設くる意思ありや。

なお、中等學校に在學せる子女を有する家庭は如何に貧しくても生活保護法による保護が受けられないといわれるが、その取扱方は政府の指示なりや。

右質問に対し文書答弁を求める。